



# 「第2次鹿屋市

# 国民健康保険事業 財政健全化基本方針」を策定

市では、平成23年4月に「鹿屋市国民健康保険事業財政健全化基本方針」を策定し、国民健康保険財政の健全化に努めてきましたが、依然として厳しい財政状況が続いています。

このため、今後も誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を維持し、国民健康保険事業の円滑な運営を引き続き図るために、平成26年4月に「第2次鹿屋市国民健康保険事業財政健全化基本方針」を策定しました。この基本方針に基づいて、医療費の適正化や保険料の収納率の向上、保険料率の見直しなどを進め、財政健全化に向けて取り組みます。

なお、本基本方針の期間は、今後の経済状況や社会保障制度改革に関する国の動向による環境の変化を考慮し、平成26年度から平成28年度までの3年間とします。

ここでは、基本方針の一部を紹介します。なお、詳細については、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】市健康保険課 ☎0994-31-1162

## ～平成26年度の国民健康保険制度の改正～

地方税法の一部改正により、平成26年度からの国民健康保険料が、次のとおり改正されました。

Point

### 1 保険料の軽減対象世帯（5割・2割軽減）が拡大されます

低所得世帯に対する保険料の軽減制度（7・5・2割軽減）について、5割・2割軽減の所得基準額を引き上げ、現在2人世帯以上が対象となっている5割軽減が単身世帯についても対象となり、軽減対象世帯が拡大されます。  
※軽減制度は保険料のうち、均等割（人数割）、平等割（世帯割）を軽減します。

- 5割軽減の拡大  
（現行） 基準額33万円 + 24.5万円 ×（被保険者数－世帯主）  
（改正後） 基準額33万円 + 24.5万円 × 被保険者数
- 2割軽減の拡大  
（現行） 基準額33万円 + 35万円 × 被保険者数  
（改正後） 基準額33万円 + 45万円 × 被保険者数

例：3人世帯で給与収入の場合（軽減の収入上限）

	平成25年度まで	平成26年度から
5割軽減	98万円～147万円	98万円～177万円
2割軽減	147万円～223万円	177万円～265万円

Point

### 2 保険料の課税限度額が77万円から81万円に引き上げられます

後期高齢者支援分と介護分の課税限度額が2万円ずつ引上げられます。このため、保険料の課税限度（上限）額の合計は81万円（医療分51万円、支援金分16万円、介護分14万円）となります。（40歳から64歳までの介護分対象の方を含む世帯の場合）

区分	課税限度額		増額
	平成25年度まで	平成26年度から	
医療分	51万円	51万円	据置き
後期高齢者支援分	14万円	16万円	2万円
介護分	12万円	14万円	2万円
合計	77万円	81万円	4万円

## ～財政健全化に向けての3つの基本方針～

### 医療費の適正化への取組

- 特定健康診査受診率の向上などの保健事業を構築し、市民の健康を増進し医療費を削減
- 市民の健康づくり、生活習慣病を予防する地域医療連携事業、糖尿病予防教室などの取り組みを充実
- 国保データベースシステムを活用して地域の状況を把握分析し、本市の重点課題を抽出

### 保険料の収納率向上対策への取組

- 社会保険等との二重加入調査や居所不明調査の実施
- 関係課等と連携した一斉催告、給与・預貯金等の差押えなどの滞納処分、戸別訪問、夜間徴収などの継続実施
- 口座振替加入のさらなる促進

### 保険料見直しへの取組

- 国民健康保険事業特別会計の「赤字を解消」し、将来にわたり安定かつ持続可能な医療保険体制を推進
- 今後も一般会計からの財政支援を受けつつも、適正な税負担と医療費の適正化の推進

国民健康保険事業財政の健全化